

# お年玉は贈与税の対象になるのか？

## お年玉は贈与税の対象になるのか？

先日、ある方からご質問がありました。

- 毎年、私は孫に110万円の金銭贈与をしています(銀行振込)。
- この他に、お年玉を1万円渡しています。
- この孫は親せき一同からのお年玉を合計すると5万円程度になります。
- この孫が1年間で手に入れる金額は115万円となりますが、贈与税の非課税限度額110万円を超えるので、贈与税を支払う義務が生じてしまうのでしょうか？

結論からいうと、**お年玉は贈与税の対象になりません**。なぜならば、相続税基本通達に下記の内容が書かれているからです。

(社交上必要と認められる香典等の非課税の取扱い)

個人から受ける(中略)年末年始の贈答(中略)のための金品で、法律上贈与に該当するものであっても、社交上の必要によるもので贈与者と受贈者との関係等に照らして**社会通念上相当と認められるもの**については、**贈与税を課税しない**ことに取り扱うものとする。

## 社会通念上の相当額

**社会通念上の相当額**であれば、そもそも110万円の枠は関係ないのです。

冒頭のご質問のケースにおいても、親せき一同から合計で5万円とのことですので、これは**社会通念上の相当額**と言えるでしょう。

では、お年玉が100万円なら、どうなるでしょうか？さすがに、これは**社会通念上の相当額**とは言えないので、**贈与税の課税対象**になります。

もちろん、社会通念上の限度額がどの程度なのかという明確な基準はありませんが、家庭により差はあるものの、「世間一般のお年玉」という範囲で考えてもらえれば、大きな問題になることは無いでしょう。

【今月の経営格言】 市場の全ての要求を満たそうとすると、全ての要求を満たせなくなる。 お客様が望むのは、全ての品が揃っている事ではなく、自分の買いたい品が豊富に揃っている事である。

by 一倉定 (経営コンサルタント)

企業の持っている資源(人・物・金・時間)は有限である。それにひきかえ、お客様の要求は無限である。だから、どんなマンモス企業であろうとも、お客様の要求を全て満たすことは、初めからできない相談である。とすると、有限の資源しか持っていない企業の在り方は自然に決まってくる。それは、お客様の要求の特定の部分に限定し、その中でお客様の多様な要求を満たす。ということである。お客様の要求の特定の部分に事業を絞り、これに我が社の資源と努力を集中することである。

「一倉定の経営心得」より